

確認証申請にあたっての注意事項

- 1 富士山スカイライン登山区間を通行しなければならない理由、業務内容等は詳細に記載してください。確認できる書類（業務契約書や工程表）があれば写しを添付してください。
- 2 申請書類は通行しなければならない団体や事業者、個人の本人名義で提出してください。
- 3 申請理由以外での利用や第三者への貸出、確認証を悪用した違法行為（いわゆる白タク行為）等が確認された場合は、確認証を取り消します。
- 4 確認証の交付対象については下記の通りです。
 - ・富士山山小屋、五合目売店等へ物資を搬出入する車両
 - ・富士山の道路及び森林の維持管理並びに学術調査に従事する者が乗車する車両
 - ・報道目的のために使用する車両
 - ・公的目的のために使用する車両
 - ・事故及び故障車両を修理又は搬送する車両
 - ・富士山五合目駐車場、山小屋、五合目売店等での業務に従事する者が乗車する車両
- 5 イベントの緊急時対応を名目とした随行車両や、送迎目的の車両は交付対象となりません。
- 6 ガイド業務で入山を予定している方は、富士宮市富士山ガイド登録申請を行ってください。
- 7 団体単位の申請の場合、車両台数は25台を上限目安とします。